

柔道整復師の施術に係る療養費について(Q & A)

(Q) 療養費で算定できないものはどんな場合ですか。

(A) 算定できないもの

1. 医師の同意がない骨折、脱臼の施術(応急処置を除く)。
2. 日常生活からくる肩こり、腰痛、筋肉痛、体調不良等。
3. 傷病(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等)からくる痛み。
4. 整形外科と「併行的に」施術を受けた場合。
5. 症状改善の見られない長期の施術。

※算定できるもの

1. 医師の同意がある骨折、脱臼。
2. 応急処置で行う骨折、脱臼。
3. 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫。
4. 介達外力による筋、腱の断裂(肉離れ、挫傷を伴う場合もある)。

(Q) 保険請求する際に気を付ける事はありますか。

(A) 申請書を提出する前の確認事項として次のことに気を付けてください。

- ・申請書を電算で打ち出す場合に印字ずれはありませんか？
- ・柔道整復師印ははっきり押印されていますか？
- ・患者様の保険証の記号・番号及び生年月日等の記載誤りはありませんか？
- ・その他の記載漏れはありませんか？

(Q) 近隣の病院の医師より、入院患者の施術を依頼された場合、柔道整復施術療養費としての算定は可能ですか。

(A) 患者が外出又は外泊時に負傷して来院された場合は、応急処置として初回の施術のみ算定できますが、以後の後療については算定できません。従って医師の依頼により当該医療機関へ往療した場合、患者自ら施術所に向いた場合のいずれであっても、支給対象外となります。

(Q) 3部位目を所定金額の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとありますが、施術が継続する場合、毎月同様に記載するのですか。

(A) 「負傷の原因」は、申請書ごとに記載が必要になります(手書きの申請書も同様)。

(Q) 具体的な負傷の原因とはどの程度まで記載が必要ですか。

(A) 具体的な負傷の原因は、いつ、どこで、どうして、どうなったか等負傷に至った状況がわかるよう記載してください。

(Q) 打撲・捻挫の施術が3ヶ月を超えて継続する場合は、支給申請書に長期施術継続理由書を添付しますが、3ヶ月目と4ヶ月目のある施術月も添付するのですか。

(A) 打撲・捻挫の施術が初検の日から3ヶ月を超えて継続する場合は、必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付してください。

(Q) 申請書の受取代理人への委任の欄には患者の氏名を記載するのですか。

(A) 患者の自筆により被保険者の氏名を記載してください。

(Q) 「殿部挫傷」、「足底部挫傷」等、算定基準に明記されていない負傷について、療養費の算定は可能ですか。

(A) 挫傷の部位として算定基準に明記されていない負傷であっても、筋が存在する部位については挫傷は発生し得るので、これらについては算定して差し支えありません。その場合の負傷名は「殿部挫傷」「足底部挫傷」等と記載してください。

(Q) 負傷原因等の内容が申請書に書ききれないものは裏面に記載するのですか。

(A) 裏面ではなく、申請書と同じサイズ(A4)の紙に記入し申請書の続紙として提出していただくようお願いします。

(Q) 両側の肩関節の捻挫と同時に生じた背部打撲に対する施術料はそれぞれ算定可能ですか。また、一側の肩関節の捻挫と同時に生じた背部打撲に対する施術料はそれぞれ算定可能ですか。

(A) 「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」(平成9年4月17日保険発第57号医療課長通知)の第5の4(1)イでは、「左右の肩関節捻挫と同時に負傷した頸部捻挫又は背部打撲に対する施術料は、左右の肩関節捻挫に対する所定料金のみにより算定すること。」とされていますが、両側の肩関節の捻挫と同時に生じた背部(下部に限る)の打撲については、第5の4(1)カ④「算定可能な部位の負傷(脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合)」の4によりそれぞれ算定可能です。また、一側の肩関節の捻挫と同時に生じた背部打撲については、第5の4(1)カ④「算定可能な部位の負傷例(脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合)」の2によりそれぞれ算定可能としていますが、同側の背部打撲(上部)については算定できません。